

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	令和5年度大分市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金支給事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和6年6月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度大分市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務)【令和5年12月31日終了】 (2) 令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯・7万円/世帯支給事務) (3) 令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (4) 令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務)
③システムの名称	大分市住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局 大分市 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月9日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月9日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金を支給するための、対象者の資格管理、支払管理、統計処理を行う。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 令和5年6月1日(令和5年度分住民税の課税基準日)に他市区町村に住所を有していた者について、住民情報、所得情報を照会し、資格確認及び支給処理を行う事務。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務)【令和5年12月31日終了】 (2)令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯・7万円/世帯支給事務) (3)令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (4)令和5年度大分市・電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務)	事後	特定公的給付に関する自治体職員向けQ&Aに従って、「令和5年度大分市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務」について、給付金の種類ごとの概要を詳細に記載。
令和6年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第1第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第73条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条	・番号利用法第9条第1項 別表135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	法改正に伴う修正
令和6年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条及び同法別表第二の121の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年6月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和5年7月6日時点	令和6年2月9日時点	事後	事務の概要の変更に伴い、測定日を最新のものに更新。対象人数の記載に変更なし。
令和6年6月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年7月6日時点	令和6年2月9日時点	事後	事務の概要の変更に伴い、測定日を最新のものに更新。取扱者数の記載に変更なし。